

<よくあるご質問>

皆様より寄せられることが多いご質問について、下記のとおりお答えいたします。

Q1 なぜこの道路整備が必要なのか。

○都市計画道路の整備にあたっては、これまで、概ね10年ごとに4度にわたり事業化計画を策定し、計画的かつ効率的に整備を進めています。今回の事業予定区間は、都・特別区・26市・2町が連携・協働で策定した「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)(平成28年3月)」において、必要性を検証した上で、令和7年度までに優先的に整備すべき路線として位置づけられています。

○本区間は、以下を目的として整備を行います。

- ・多摩地域における人やモノの動きの円滑化や都市間の連携強化
- ・立川通りをはじめとする周辺道路の渋滞緩和
- ・生活道路の通過交通の抑制による良好な居住環境の確保
- ・地域の防災性の向上
- ・安全で快適な都市空間の創出

○詳しい説明は、配布資料「事業概要及び測量について【説明資料】」の5～17ページをご参照ください。

Q2 この道路整備による周辺環境への影響は。

○本事業は、東京都環境影響評価条例の対象事業であり、本事業の実施が環境へ与える影響(大気汚染や騒音等)について予測及び評価し、環境基準等の評価の指標を満足するという結論を得ています。

○これらの内容をとりまとめ、同条例に基づく環境影響評価書等を作成しました。

○なお、工事完了後には事後調査を実施し、環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められる場合には、必要な環境保全のための措置を講じます。

環境影響評価書等は、東京都環境局のホームページからご覧いただけます。

<東京都環境局 環境影響評価図書の公表>

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/information/toshokohyo/336_tachikawa3330_tosho.html



Q3 事業予定区間が都道145号と丁字で交差するため、都道145号は渋滞し危険性が増すのではないか。

- 立川市と国立市がJR中央本線北側の東西方向の都市計画道路（立川3・2・10、国立3・4・8）を同時期に整備することで車が分散し、この丁字路で交通処理が可能であると考えています。
- また、都道145号は、現状でも人と人とがすれ違える幅員を確保した歩道が設置されています。
- 引き続き、都道145号との交差部における交通処理や安全対策について、交通管理者等と調整していきます。

Q4 都道145号から南側の区間の事業化の予定は。

- 都道145号から南側の区間は、今回の事業予定区間には含まれていません。
- 「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」にて、令和7年度までに優先的に整備する路線に位置付けてられており、引き続き、地元市等と連携しながら事業化に向けて取り組んでまいります。

Q5 今後の事業スケジュールを教えてください。

- 今後、東京都へお譲りいただく土地の面積を確定するための用地測量を行い、令和3年度中に都市計画事業認可を得て事業に着手する予定です。
- 事業着手後、用地説明会の実施、用地の取得、工事の実施を経て、都市計画道路は令和12年度の完成を予定しています。

Q6 用地取得はいつから始まるのか。工事はいつから始まるのか。

- 事業認可を取得後、本事業の用地取得に関係する皆様を対象に、用地説明会を実施する予定です。
- 用地説明会において移転補償の考え方等についてご説明した後、皆様のご協力をいただきながら、建物等の物件調査や土地価格の評価をし、順次、折衝させていただきますと予定しております。
- 工事は、用地の取得や家屋の移転が進み、工事ができる程度の広さの用地を取得できましたら、着手していく予定です。

Q7 自分の土地や建物がどの程度計画線にかかるのかを知りたい。

- 昨年度の現況測量により、皆様の土地や建物と都市計画道路との位置関係を明確にした図面を作成しており、当事務所において、この図面の閲覧が可能です。
- また、都市計画道路内に土地・建物をお持ちの方で、ご希望される場合は、図面の写しを提供させていただきます。配布資料「事業概要及び測量のご案内」の「■お問合せ先 測量担当」まで、お問い合わせください。

Q8 土地や建物が計画線にかかっている場合、どのような補償があるのか。

- 都市計画線内に土地や建物を所有している等の皆様を対象に、事業認可取得後、用地説明会を実施し、補償の考え方についてご説明させていただく予定です。
- 一般的な補償の考え方は、東京都建設局のホームページをご参照ください。

<東京都建設局 事業用地取得の概要（補償のあらまし等）>

<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/land/hosho/index.html#land03>



※補償を受けられる項目は個別ケースにより異なります。

Q9 測量作業のために、勝手に宅地に入らないで欲しい。

- 宅地内に立ち入る際には、事前にご連絡差し上げるか、お声をかけさせていただきます。
- なお、測量の受託会社の者は、当事務所が発行する身分証明書を携帯し、東京都からの受託者であることが判る腕章をつけます。

Q10 用地測量の境界立会日は変更できないのか。

- 多くの方々に立会いをお願いするため、あらかじめ東京都がスケジュールを作成し、立会いの日時をお知らせします。
- ご案内の日時でご都合がつかない場合は、お手数ですが、配布資料「事業概要及び測量のご案内」の「■お問合せ先 測量担当」まで、ご連絡ください。改めて、立会日時の調整をいたします。

Q11 測量を拒否した場合、不利益になるようなことはあるのか。

- 今回の用地測量を拒否したことそのもので、直接不利益となることは特段ありません。
- 本路線は、多摩地域における人やモノの動きの円滑化や都市間の連携強化、生活道路の通過交通の抑制による良好な居住環境の確保などを整備目的とする重要な路線であるとともに、「事業を早く進めてほしい。」というご意見もいただいているため、測量にご協力をいただきたいと考えております。

Q12 説明会関係資料を配布し、質問に対する回答をホームページへ掲載するだけでは説明が不十分。対面形式の説明会を実施した後、用地測量を行うべきではないか。

- 事業概要及び測量の説明につきましては、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、予定していた説明会を、関係資料を配布するとともに返信郵便にてご意見等を頂戴する方法に変更させていただきました。
- 事業予定区間の周辺では、立川通りをはじめとする周辺道路の渋滞緩和、生活道路へ流入する通過交通の抑制、災害時の道路閉塞への対応等、早期に取り組むべき課題があります。
- このため、事業予定区間を速やかに事業着手し、着実に整備を進める必要があります。
- 配布資料に関してご質問、ご意見がございましたら、お手数ですが、本年3月3日(水)までに返信用封筒にて郵送していただくか、FAXにて送信してください。主なご質問、ご意見とその回答については、当事務所のホームページに掲載するなど、広く皆さまにお知らせいたします。
- その他、上記期間にかかわらず、個別にご質問、ご意見等がございましたら「■お問合せ先」の「計画担当」又は「測量担当」までお問い合わせください。担当の職員が対応させていただきます。